

令和5年第2回

おいらせ町教育委員会定例会

おいらせ町教育委員会

令和5年第2回おいらせ町教育委員会定例会日程

令和5年2月13日（月） 午後3時
おいらせ町立東公民館 2階ホール

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

署名委員

署名委員

3 会期の決定 令和5年2月13日（月） 日間

4 教育長報告

5 各課報告

① 学務課

② 社会教育・体育課

6 付議案件

議案第 1 号 おいらせ町学校教育指導及び社会教育行政、社会体育行政の方針と重点（施策）について

議案第 2 号 おいらせ町民プール条例の一部を改正する条例について

議案第 3 号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金の徴収に関する規則の制定について

議案第 4 号 おいらせ町共同学校事務室設置規則の制定について

議案第 5 号 おいらせ町共同学校事務室運営協議会設置要綱の制定について

議案第 6 号 おいらせ町 I C T 支援員設置要綱の制定について

議案第 7 号 おいらせ町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

議案第 8 号 令和4年度おいらせ町指導者功労賞・優秀選手賞被表彰者の決定について

議案第 9 号 奨学資金貸付金償還猶予の決定について

議案第 10 号 県費負担教職員の異動の内申について

7 協議事項

協議第 1 号 民生委員推薦会委員の推薦について

8 報告事項

報告第 1 号 令和4年度おいらせ町教育奨励賞被表彰者の決定について

9 その他

教育委員会定例会 2月教育長報告

令和5年2月13日

(報告事項)

日	曜日	行 事 名
1	水	定例庁議 危機対策本部会議 まちひとしごと創生推進本部会議
2	木	教委コロナ打合せ 人事協議(上北教育事務所)
3	金	臨時議会 八幡宮節分祭及び焼納祭
4	土	おいらせ町社会福祉大会(あなぐる館)
5	日	
6	月	教委打合せ ICT推進委員会
7	火	幼保小連携推進協議会
8	水	教委コロナ打合せ 新年かきぞめ大会表彰式
9	木	校長面談(木内々小/甲洋小/木ノ下小/下田小) 支援員等面接
10	金	校長面談(百石小/下田中/木ノ下中/百石中) 支援員等面接
11	土	古墳館講座①
12	日	全国小学生名人戦おいらせ予選(あなぐる館)
13	月	教委打合せ 人事協議(上北教育事務所) 教育委員会定例会
14	火	議員全員協議会 支援員等面接
15	水	支援員等面接 総合計画住民懇談会
16	木	校長会 教頭会 教育委員会表彰式リハーサル 総合計画住民懇談会
17	金	政策会議 人事協議(上北教育事務所) 総合計画住民懇談会
18	土	教育委員会表彰(交流センター) 古墳館講座②
19	日	会計年度任用職員面接(総務課/本庁舎)
20	月	教委打合せ 町村教育長連絡協議会役員会
21	火	教委コロナ打合せ 一般質問調整会議
22	水	
23	木	
24	金	
25	土	古墳館講座③ 子どもサポート学習会(東公民館)
26	日	
27	月	教委打合せ
28	火	定例庁議

※ 上記記載の「教委」は教育委員会事務局を、「コロナ」は新型コロナウイルス感染症を略したものです。

[その他]

2月・3月行事予定及び報告事項

< 2 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
13日	月	教育委員会定例会	東公民館
16日	木	校長会	みなくる館
		教頭会	東公民館
18日	土	教育委員会表彰授与式	町民交流センター

< 3 月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
14日	火	町立3中学校卒業式	各校
17日	金	下田・木内々・木ノ下・甲洋小学校卒業式	各校
22日	水	百石小学校卒業式	百石小学校
23日	木	教頭会	分庁舎
		教育委員会定例会	分庁舎

2月・3月行事予定及び報告事項

【社会教育関係】

2 月	行 事 名	場 所
8日 (水)	新年かきぞめ大会表彰式	本庁舎
12日 (日)	第48回全国小学生将棋名人戦おいらせ地区予選会	大山将棋記念館
18日 (土)	教育委員会表彰授与式	交流センター

3 月	行 事 名	場 所
13日 (月)	第3回放課後子どもプラン運営委員会	東公民館
14日 (火)	第3回おいらせ町立図書館協議会	みなくる館
16日 (木)	第3回社会教育委員会議	東公民館

その他の事項(事務連絡等)

・阿光坊古墳群を学ぼう講座・・・日程:2/11(土)・2/18(土)・2/25(土)、場所:阿光坊古墳館

2月・3月行事予定及び報告事項

【体育振興関係】

2 月	行 事 名	場 所
18日 (土)	おいらせ町教育委員会表彰授与式	町民交流センター
20日 (月)	スポーツ推進審議会	分庁舎

3 月	行 事 名	場 所
中旬～下旬	スポーツ協会三役会・理事会	分庁舎・みなくる館
中旬	第3回おいらせ町いちょうマラソン大会実行委員会	

その他の事項(事務連絡等)

議案第 1 号

おいらせ町学校教育指導及び社会教育行政、社会体育行政の方針と重点（施策）
について

令和5年度おいらせ町学校教育指導の方針と重点、おいらせ町社会教育行政の方針と重点施策及びおいらせ町社会体育行政の方針と重点施策について、別紙のとおり定める。

令和5年2月13日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

おいらせ町教育大綱に基づき、令和5年度おいらせ町学校教育指導の方針と重点、おいらせ町社会教育行政の方針と重点施策及びおいらせ町社会体育行政の方針と重点施策を定めるため提案するものである。

おいらせ町学校教育指導の方針と重点

1 方 針

青森県教育委員会の学校教育指導の方針と重点及びおいらせ町教育大綱の目標及び基本方針に基づき、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒を育成するため、学校運営に創意工夫をこらし、夢の実現に向けて、学ぶ楽しさと喜びを実感させ、個を生かし、生きる力を育む学校教育の推進に努める。

なお、この達成に向けて、教職員が本来の業務に注力できる時間を確保し、教育の質を高めるために、教職員間の業務の平準化や会議等の運営方法の工夫、円滑なコミュニケーションによる心理的負担の軽減、ICTの校務への活用等を図るとともに、時間外在校時間月45時間以内、年間360時間以内とし、業務量の適切な管理に努める。

2 重 点

(1) 授業の充実

児童生徒一人一人が、授業の中で学ぶ喜びを感得し、主体的・対話的で深い学びを通して確かな学力を身に付けることができるよう、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 内容や時間のまとまりを見通した授業改善

イ 「めあて」と「見通し」の明確化

ウ 個々の考えを広げ深める対話的な学びの工夫

エ ICTの効果的な活用と学習環境の整備

オ 学習指導要領に対応する年間指導計画及び評価規準等の整備・見直し・活用

(2) 道徳教育の充実

児童生徒一人一人が、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

ア 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

イ 各教科等との関連を図った道徳教育を推進する指導体制の整備・充実

ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実

(3) 体育、健康教育の充実

児童生徒一人一人が、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

ア 生命尊重を基盤とした危機対応能力の育成

イ 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

ウ 保健教育の充実

エ 食に関する指導の充実

(4) 生徒指導の充実

児童生徒と教師が、好ましい人間関係を構築し、児童生徒一人一人が自己実現できるよう、日々の授業、学級・学年・学校経営において、自己指導能力を育む生徒指導の充実に努める。

- ア 児童理解・生徒理解を深める積極的な教育相談と情報共有の充実
- イ 不登校や問題行動等に対する全教職員による協働指導体制の充実
- ウ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底
- エ 生徒指導の抱える課題解決を目指す指導体制の充実
- オ 生徒指導の機能を生かした授業や学年・学級経営の充実

(5) 特別活動の充実

児童生徒一人一人が、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活および人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

- ア 話し合い活動を生かした学級活動の充実
- イ 個性の伸長とよりよい人間関係を構築するための工夫
- ウ 自治的な意識と主体性を高める児童会活動・生徒会活動の充実
- エ 特別活動の各内容のねらいと意義を明確にした指導の充実

(6) キャリア教育の充実

児童生徒一人一人が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

- ア キャリア教育を意識した指導体制の整備・充実
- イ 児童生徒が主体的にキャリア形成するための「キャリア・パスポート」等を活用した指導の充実
- ウ 児童生徒の発達段階に応じた社会参画の意識・勤労観・職業観の育成

(7) 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童生徒が、そのもてる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、個々の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

- ア 個別の指導計画を活用した指導の充実
- イ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備・充実
- ウ 交流及び共同学習による相互理解の促進

(8) 環境教育の推進

児童生徒一人一人が、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

- ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
- イ 環境に関わる体験活動の充実

(9) 国際化に対応する教育の推進

児童生徒一人一人が、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深め、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

ア 外国語教育の充実によるコミュニケーション能力の育成

イ 我が国や郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進

ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

(10) 情報化に対応する教育の推進

児童生徒一人一人が情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、情報教育の推進に努める。

ア 学習指導におけるICTや各種統計資料等の効果的な活用の推進

イ 情報教育を推進する指導体制の整備・充実

ウ 計画的・継続的な情報モラル教育の実施

(11) 研修の更なる充実

教育活動の充実を図るため、教職の専門性を高める組織的・計画的・実践的な研修の充実に努める。

ア 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実

イ 自校の教育課題解決のための実践的研究の充実

ウ 学習指導要領に基づく実践的研究の充実

(12) 幼・保・小・中連携の推進

幼児児童生徒一人一人が、生活の変化に適応し、円滑な接続につなげることができるよう、幼・保・小・中の連携に努める。

ア 円滑な接続を図るための情報交換や交流の推進

イ 互惠性を大切にした子供同士の交流活動の推進

ウ 一貫性のある指導内容・方法等の明確化と連携

おいらせ町社会教育行政の方針と重点施策

1 方針

「豊かな心と伝統・文化が薫るまち」を推進目標に、町民の生きる力を育むために、学ぶ機会の充実に努め、幼少期から多世代交流や自然文化の体験を通して豊かな心と郷土を愛する気持ちを育むことを支援する。また、地域の文化や伝統を継承していくことを通して地域に誇りを持ち、子どもは夢を抱き、大人は生きがいをもてる文化の薫るまちづくりを推進する。

2 重点施策

(1) 生きる力を育む学びの充実

子どもたちがふるさとおいらせ町に対する誇りと愛着を持ち、生きる力を育むために、学校・家庭・地域が連携して多様な学ぶ機会の充実により、未来を担う人財の育成に努める。また、町民一人ひとりの主体的な学びと、学びの成果を生かした社会参加活動を支援し、生きがいをもてる環境づくりと基盤整備を推進する。

(2) 文化芸術資源を活用したまちづくりの推進

個性あふれる文化芸術の創造と継承のため、優れた文化芸術を鑑賞する機会と文化団体等の自主・自立した活動への支援に努めるとともに、将棋をはじめ、おいらせ町固有の文化芸術資源を活用したまちづくりを推進する。

(3) 次代へ伝える文化財の保存・活用

地域への誇りと愛着を育むため、貴重な文化財を保護・保存し、住民との協働により管理・活用することで郷土愛を育む環境づくりに努めるとともに、郷土芸能の保存と継承を推進する。

3 主要施策

(1) 生きる力を育む学びの充実

① 未来を担う人財の育成

- ・ 未来を担う青少年の健全育成のため、保護者や関係機関・団体と連携して各種健全育成活動を展開する。
- ・ 未来を担う青少年が、郷土への誇りや愛着を持ち、将来のおいらせ町を支える人財となってもらうために、地域全体で多様な体験活動機会の充実に努める。
- ・ 町子ども読書活動推進計画に基づき、図書館を中心に家庭・学校・関係団体との連携を強化し、子どもの読書に親しむ機会や読書環境の整備・充実など、子どもの読書活動を推進する。
- ・ 教育の出発点である家庭の教育力を高めるため、学校や家庭教育支援チームなどと連携し、地域ぐるみの家庭教育支援の充実に努める。
- ・ 学校・家庭・地域が連携し地域全体で子どもの学びや成長を支え、地域を創生する仕組み「地域学校協働活動」を推進する。

② 生涯を通じた学びと社会参加活動の推進

- ・ 地域の様々な課題を解決するため、関係課・団体と連携したおいらせの学びカレッジ等により、町民一人ひとりの主体的な学びや対話の場を提供する。
- ・ 大人が生きがいをもち、いきいきと生活していくために、出前講座の講師や生涯学習フェスティバルへの主体的な参加など、学びの成果を生かした社会参加活動を推進する。

③ 社会教育推進のための基盤整備

- ・ 町民一人ひとりの主体的な学びの機会を充実するため、社会教育推進組織の機能の強化を図るとともに、関係団体との連携強化を図る。
- ・ 町民の学習活動の場である公民館、みなくる館、図書館、大山将棋記念館の連携強化と、効率的で効果的な管理運営を図るため、必要に応じた改修等を実施しながら、民間への業務委託や指定管理者制度の導入など、民間活力の活用を推進する。
- ・ 町民の主体的な学びを支援する役割である職員や地域活動実践者等への各種研修機会を充実し、資質の向上を図る。
- ・ 社会教育関係団体やボランティアの自主・自立した活動を推進し、そのための活動を支援する。

(2) 文化芸術資源を活用したまちづくりの推進

① 個性あふれる文化芸術の創造と継承

- ・ 子どもの豊かな創造力を育むため、芸術鑑賞事業等により優れた文化芸術に触れる機会を提供する。また、より多くの町民へおいらせ音頭を普及するなど、郷土愛を深めるための文化活動の充実に努める。
- ・ 文化芸術活動を行う団体の自主・自立した活動への支援と、文化に関する表彰などによる人財育成に努める。

② 将棋によるまちづくりの推進

- ・ 当町の特色ある将棋によるまちづくりを推進するため、大山将棋記念館を拠点に町内外への情報発信を行い、将棋団体や指導者、愛好者との連携を強化し、子どもへの将棋の普及奨励、底辺拡大、人財育成に努める。

(3) 次代へ伝える文化財の保存・活用

① 文化財の保護と活用

- ・ 関係機関と連携しながら、文化財の計画的な調査・記録やパトロールなどにより、文化財の保護・保存に努める。
- ・ 史跡阿光坊古墳群やおいらせ阿光坊古墳館を適切に管理するとともに、町内外への情報発信を工夫しながら運営し、文化財の活用に努める。
- ・ 貴重な文化財に対する町民の理解と郷土愛を育むために、阿光坊古墳群保存会への支援をはじめ、地域住民との協働による史跡の整備・活用に努める。

② 郷土芸能の保存と継承

- ・ 郷土芸能団体と連携しながら、子どもの郷土芸能活動を推進し、指導者や後継者の育成を支援することで郷土芸能を後世に継承する。

おいらせ町社会体育行政の方針と重点施策

1 方針

町民一人ひとりが、生きがいや健康づくりのために自らスポーツに親しみ、生涯にわたり健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、生涯スポーツの推進に努める。

2 重点施策

(1) 誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進

町民が気軽にスポーツに親しめる環境を整え、指導者養成、実践活動の推進、団体育成など、継続的なスポーツ活動を支える体制づくりに努める。

(2) 競技スポーツの推進と団体の支援

関係団体との連携のもと、各種大会において選手が活躍できるよう、指導体制の充実を図り、競技力の向上、選手の育成、環境の整備、スポーツイベントの誘致などに努める。

(3) スポーツ・レクリエーション施設の適切な管理

体育館など既存スポーツ施設を安全かつ有効に活用できるよう、計画的な改修等の維持管理に努めるとともに、多くの町民が施設を活用し、スポーツに親しむ機会を得られるように努める。

3 主要施策

(1) 誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進

① 子ども（幼児・小学生・中学生）の体力向上

- ・ スポーツ推進委員やスポーツ協会等によるスポーツ教室の実施
- ・ 交付金や補助金の交付、町バスの貸し出しや部活動地域移行への体制づくり
- ・ 「町民スポーツの日（※1）」の周知、啓発

※1：毎月第3日曜日を「町民スポーツの日」と定めており、午前9時から午後4時まで無料開放することとしている。

（体育館の利用状況により、別日となる場合もある。）

② 成人の生涯にわたる豊かなスポーツ活動の推進

- ・ 様々な機会を活用したニュースポーツ体験の実施
- ・ 他課事業等とも連携した気軽にできるスポーツの紹介

(2) 競技スポーツの推進と団体の支援

① 競技スポーツの推進

- ・ 大会出場補助金の交付やトップアスリートによる講演会等の実施
- ・ 指導者への研修会や実技指導等の実施
- ・ 協会実施のスポーツ教室等の周知

(3) スポーツ・レクリエーション施設の適切な管理

① スポーツ施設の充実と利活用の促進

- ・ 既存施設の適正な管理運営
- ・ 施設情報のホームページへの掲載と適時更新
- ・ 町内各地でのウォーキングコース等の提案

議案第 2 号

おいらせ町民プール条例の一部を改正する条例について

おいらせ町民プール条例（平成30年おいらせ町条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり改正する。

令和5年2月13日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

おいらせ町民プールの開館期間及び使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町民プール条例の一部を改正する条例

おいらせ町民プール条例（平成30年おいらせ町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（使用料）

第4条 町民プールの使用料（以下「使用料」という。）は、別表に定めるとおりとする。

2 利用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、利用者の責めによらない理由により町民プールを利用できなくなったとき、その他教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第14条を第15条とし、第5条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（使用料の減免）

第5条 教育委員会は、公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

おいらせ町民プール使用料

料金区分	使用料
高校生	100円
一般	200円
備考	
1 中学生以下は無料とする。	
2 この別表に記載のない事項については、事前に協議するものとする。	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 3 号

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金の徴収に関する規則の制定について

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金の徴収に関する規則を別紙のとおり定める。

令和5年2月13日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金の要保護・準要保護児童生徒の保護者支出分充当補助の適正執行に必要となる事項を定めるため提案するものである。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金の徴収に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項の規定に基づき、おいらせ町立小学校、中学校に通学する児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）から徴収する共済掛金について、必要な事項を定めるものとする。

(保護者負担金の額)

第2条 保護者から徴収する児童生徒一人あたりの年間の保護者負担金の額は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第7条に規定する共済掛金の額の5割とする。ただし、法第29条第2項各号に該当するものについては、経済的理由により保護者負担金を徴収しない。

(保護者負担金の納入)

第3条 保護者負担金は、毎年度、児童生徒の在籍する学校の校長が保護者から徴収し、教育長の定める日までに町に納入しなければならない。

(保護者負担金の不還付)

第4条 既に納付した保護者負担金は、還付しない。ただし、教育長が特別の理由があると認めたものは、この限りでない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 4 号

おいらせ町共同学校事務室設置規則の制定について

おいらせ町共同学校事務室設置規則を別紙のとおり定める。

令和5年2月13日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4に規定する共同学校事務室の設置に必要な事項を定めるため提案するものである。

おいらせ町共同学校事務室設置規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の4の規定に基づき、おいらせ町が設置する小学校及び中学校（以下「学校」という。）に係る事務を効果的に処理するため、共同学校事務室を置くことを目的とする。

(所掌事務)

第2条 共同学校事務室は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 共同学校事務室がその事務を共同処理する学校（以下「共同校」という。）において使用する教材、教具その他の備品の共同購入に関する事務
- (2) 共同校の県費負担教職員の給与及び旅費の支給に関する事務
- (3) 共同校の町予算執行に関する事務
- (4) 共同校の就学援助費、就学奨励費に関する事務
- (5) 共同校の教科用図書は無償給与に関する事務
- (6) 共同校の学校徴収金に関する事務
- (7) 共同校の学校事務職員の研修に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が共同学校事務室において処理することが適当と認める事務

(組織)

第3条 共同学校事務室を設置する学校（以下「拠点校」という。）及びそのほか、当該共同学校事務室を構成する学校（以下「連携校」という。）は、次のとおりとする。

名 称	拠点校	連携校
北部共同学校事務室	木ノ下中学校	木ノ下小学校、甲洋小学校、百石中学校
南部共同学校事務室	下田中学校	下田小学校、木内々小学校、百石小学校

(室長の指名及び業務)

第4条 教育委員会は、原則として拠点校の事務主幹以上の職位にある事務職員の中から室長を指名するものとする。

- 2 前項において、室長に指名しようとする者が県費負担教職員である場合は、県教育委員会に内申し、同意を得なければならない。
- 3 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどるものとする。
- 4 室長の業務は、次に掲げるものとする。
 - (1) 共同学校事務室の運営に係る計画書及び実績に係る報告書の作成に関すること。
 - (2) 共同学校事務室の業務における審査に関すること。
 - (3) 共同学校事務室における共同処理に係る業務の役割分担に関すること。
 - (4) 共同学校事務室の職員に関する指導・助言に関すること。
 - (5) 共同学校事務室を構成する学校の校長との連絡・調整に関すること。
 - (6) 町内の他の共同学校事務室との連絡・調整に関すること。
 - (7) その他教育委員会において必要と認めるもの

(副室長の指名及び業務)

第5条 教育委員会は、拠点校及び連携校の事務職員の中から副室長を指名することができる。

2 前項において、副室長に指名しようとする者が県費負担教職員である場合は、前条第2項の規定を準用する。

3 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その室務を代理する。

(室員の指名及び業務)

第6条 教育委員会は、拠点校及び連携校の事務職員のうち、室長及び副室長以外の事務職員を室員に指名する。

2 前項において、室員に指名しようとする者が県費負担教職員である場合は、第4条第2項の規定を準用する。

3 室員は、室長の指示により共同学校事務室の業務を行う。

(兼務)

第7条 室長等は、当該共同学校事務室を構成するすべての学校について兼務するものとする。

2 前項に係る発令は、教育委員会の内申により県教育委員会が行う。

3 前項の発令をもって、第4条第2項、第5条第2項及び前条第2項に規定する同意があったものとみなす。

(業務形態)

第8条 第2条により行う事務は、週1回、1回あたり半日程度を基本として、拠点校で行うものとする。

(服務等)

第9条 共同学校事務室の業務に従事する室長等の服務監督は、拠点校及び連携校で業務に従事する場合は当該校の校長が、それぞれ行うものとする。

2 共同学校事務室の業務を本務校以外の場所で従事する場合は、本務校の校長が、それぞれの属する事務職員に対して旅行命令等を行うものとする。

3 共同学校事務室の業務で、文書及び個人情報の本務校以外に持ち出す場合は、本務校の校長の承認を得ることとし、また、持ち出した文書を本務校に返還する場合は、本務校の校長の確認を得るものとする。

(共同学校事務室運営協議会)

第10条 教育委員会は、共同学校事務室を円滑かつ効果的に運営するため、共同学校事務室の運営に係る協議会を設置するものとする。

2 前項の協議会に係る設置及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(計画書等の提出)

第11条 拠点校の校長は、年度当初に共同学校事務室の運営に係る計画書（共同処理の内容、業務分担、年間計画等）を教育委員会に提出するものとする。

2 拠点校の校長は、年度末に共同学校事務室の実績に係る報告書（共同処理の内容、処理後の成果と課題等）を教育委員会に提出するものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、共同学校事務室の設置に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(おいらせ町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)
- 2 おいらせ町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(平成19年おいらせ町教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
第26条の2を削る。
(おいらせ町立小中学校事務共同実施組織運営規程の廃止)
- 3 おいらせ町立小中学校事務共同実施組織運営規程(平成21年おいらせ町教育委員会訓令第3号)は、廃止する。

議案第 5 号

おいらせ町共同学校事務室運営協議会設置要綱の制定について

おいらせ町共同学校事務室運営協議会設置要綱を別紙のとおり定める。

令和5年2月13日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

おいらせ町共同学校事務室設置規則第10条に規定する共同学校事務室運営協議会の設置に必要な事項を定めるため提案するものである。

おいらせ町共同学校事務室運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 おいらせ町共同学校事務室を円滑かつ効果的に運営するため、おいらせ町共同学校事務室設置規則（令和5年おいらせ町教育委員会規則第 号）第10条の規定に基づき、共同学校事務室運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 共同学校事務室の実施計画に関すること。
- (2) 共同学校事務室の業務に関すること。
- (3) 共同学校事務室の当該年度における成果・課題に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、共同学校事務室ごとに設置し、次に掲げる職にある者で組織する。

- (1) 教育長又は学務課長
- (2) 拠点校及び連携校の校長、室長等
- (3) その他協議会に必要と認める者

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、拠点校の校長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、その円滑な運営を図る。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、議長となる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、共同学校事務室において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(おいらせ町立小中学校事務共同実施推進協議会設置要綱の廃止)

- 2 おいらせ町立小中学校事務共同実施推進協議会設置要綱（平成21年おいらせ町教育委員会訓令第2号）は、廃止する。

議案第 6 号

おいらせ町 I C T 支援員設置要綱の制定について

おいらせ町 I C T 支援員設置要綱を別紙のとおり定める。

令和5年2月13日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

学校における教職員の情報通信技術の活用をサポートする職員（I C T 支援員）の設置に必要となる事項を定めるため提案するものである。

おいらせ町ICT支援員設置要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第34号。以下「勤務時間等条例」という。）第19条、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。）第31条の3、第32条第9項及びおいらせ町職員に関する旅費及び費用弁償支給条例（平成18年おいらせ町条例第47号）第38条の2の規定により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員のうち学校における教職員の情報通信技術（以下「ICT」という。）の活用をサポートする職員（以下「ICT支援員」という。）の任用、身分、職務及び報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第2条 ICT支援員は、その職務を適切に処理しうると認められる者のうちから、試験又は選考の上、教育委員会が任用する。

2 ICT支援員の任用期間は、1年以内とする。ただし、任用期間は2会計年度にわたることはできないものとする。

3 ICT支援員の採用は、全て条件付のものとし、ICT支援員がその職において1月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。

4 ICT支援員の任用期間が、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間に満たない場合には、当該ICT支援員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任用期間を更新することができる。

5 ICT支援員として任用された者について、公募によらず、客観的な能力の実証を経た上で、新たな会計年度において、任用（以下「再度任用」という。）することができる。ただし、原則として通算3年を超えて再度任用をすることはできない。

6 前項による再度任用の場合にあっても、第3項の条件付採用が適用されるものとする。

(年間任用計画の提出)

第3条 所属長は、翌年度の4月1日から3月31日までの間にICT支援員の任用を必要とする場合は、当該年度の12月20日までに年間任用計画書（様式第1号）を総務課及び財政管財課へ提出しなければならない。

2 年度途中でICT支援員の任用が必要となった場合は、速やかに年間任用計画書を総務課へ提出しなければならない。

(職務)

第4条 ICT支援員は、所属長の指揮監督を受けて次の職務を行うものとする。

- (1) ICT機器を活用した授業支援
- (2) ICT研修
- (3) 校内ICT環境整備及び計画における支援
- (4) ICT機器の操作、点検、不具合等の対応
- (5) 前項に掲げるもののほか、所属長が必要と認める事項

(勤務日数及び勤務時間)

第5条 ICT支援員の勤務日及び勤務時間は、1週間につき5日以内、30時間以内を

基本とする。

- 2 ICT支援員の週休日、勤務時間の割り振り、週休日の振替、休憩時間、正規の勤務時間以外の時間における勤務、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限、時間外勤務代休時間、休日及び休日の代休日については、常勤の職員の例による。
- 3 所属長は、毎月3日（その日が勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（以下「年末年始の休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法による休日、年末年始の休日、日曜日又は土曜日でない日）までに、ICT支援員の勤務の実績を出役表により、総務課へ報告しなければならない。

（休暇等）

第6条 ICT支援員の休暇は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

- (1) 年次有給休暇（別表第1）
 - (2) 病気休暇（別表第2）
 - (3) 特別休暇、介護休暇及び介護時間（別表第3）
- 2 年次有給休暇の日数のうち、当該ICT支援員の任用の日の属する会計年度中に与えられなかった日数（以下この項及び次項において「残日数」という。）があり、かつ、当該ICT支援員が翌年度に引き続いて任用された場合は、残日数を翌年度に繰り越すことができる。ただし、繰り越された残日数は、再度繰り越すことはできない。
 - 3 休暇の請求、承認の決定については、常勤の職員の例による。

（ICT支援員の報酬）

第7条 ICT支援員の報酬の額は、基準月額253,800円に、第5条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

（報酬の支給）

第8条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、その支給日は、月額で報酬を定めるICT支援員にあっては、その月の21日とする。ただし、その日が祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

- 2 ICT支援員に対しては、当該ICT支援員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 3 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該ICT支援員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 前項までに定めるもののほか、報酬の支給方法については、報酬を給料と見なした場合の、給与条例の規定による給料の支給の例による。

(勤務1時間当たりの報酬額)

第9条 第13条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、第7条の規定により計算して得た額に1.2を乗じて得た額を第5条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから毎年4月1日から3月31日までの間における祝日法による休日、年末年始の休日の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7.75を乗じて得た時間に第5条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、第7条の規定により計算して得た額に1.2を乗じて得た額を第5条の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額とする。

(報酬の減額)

第10条 ICT支援員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日又は年末年始の休日である場合、有給の休暇による場合及びその他教育委員会が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 前項の規定により報酬を減額する場合、その月における減額すべき報酬の額は、翌月に支給する報酬から差し引く。ただし、退職、休職等により、減額すべき報酬の額を翌月に支給する報酬から差し引くことができないときは、その他の未支給の報酬から差し引くものとする。

3 減額する報酬の計算期間において勤務すべき全時間がこの条の規定その他法令の規定により報酬が減額される時間であった場合、又はこれらの規定による報酬から減額すべき金額が減額する報酬の計算期間に対する報酬の額より大である若しくはこれに等しい場合には、減額する報酬の計算期間に対する報酬の額を翌月の報酬から差し引くものとする。

4 ICT支援員が特に承認なくして勤務しなかった時間数は、その報酬の計算期間の全時間数によって計算するものとし、その時間数に1時間未満の端数を生じた場合の取り扱いは、時間外労働報酬の場合の例による。

(時間外労働報酬)

第11条 ICT支援員が次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時間に対して時間外労働報酬を支給する。

(1) 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた場合 正規の勤務時間外に勤務した時間

(2) 公務の運営上の必要性等から、やむを得ず、勤務時間を割り振られていない日に正規の勤務時間を割り振られた場合(同一週を超える期間において、勤務時間を割り振られていた日に勤務時間を割り振らないこととされる場合に限る。)で、あらかじめ割り振られていた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した場合 当該あらかじめ割り振られていた1週間当たりの勤務時間を超えて勤務した正規の勤務時間(3時間45分から割振り変更前の勤務時間を差し引いた時間(その週に休日労働報酬が支給された場合における当該休日労働報酬が支給された時間を加えた時間)に

達するまでの時間を除く。)

- (3) 前項の規定にかかわらず、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は事業若しくは事務に従事することにより報酬を得るICT支援員の時間外労働報酬については、別に定めるものとする。

(休日労働報酬)

第12条 ICT支援員が祝日法による休日又は年末年始の休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間中に勤務した時間に対して、休日労働報酬を支給する。

(時間外労働報酬及び休日労働報酬の報酬額)

第13条 ICT支援員の時間外労働報酬及び休日労働報酬を支給する場合における勤務1時間当たりの報酬額については、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に掲げる算式によるものとする。ただし、時間外の勤務時間が1箇月について60時間を超えた場合の時間外労働報酬の取扱いについては、常勤の職員の時間外勤務手当の例によるものとする。

- (1) 第11条第1項第1号に係る時間外労働報酬

ア 正規の勤務日（祝日法による休日又は年末年始の休日を除く。）における時間外労働報酬

(ア) 正規の勤務時間と時間外の勤務時間の合計が7時間45分以下の場合

a b以外の場合

第9条第1項に定める勤務1時間当たりの報酬額

b 勤務した時間が午後10時から午前5時までの場合

第9条第1項に定める勤務1時間当たりの報酬額×125/100

(イ) (ア)以外の場合

a b以外の場合

第9条第1項に定める勤務1時間当たりの報酬額×125/100

b 勤務した時間が午後10時から午前5時までの場合

第9条第1項に定める勤務1時間当たりの報酬額×150/100

イ アに掲げる日以外の日における時間外労働報酬

(ア) (イ)以外の場合

第9条第1項に定める勤務1時間当たりの報酬額×135/100

(イ) 勤務した時間が午後10時から午前5時までの場合

第9条第1項に定める勤務1時間当たりの報酬額×160/100

- (2) 第11条第1項第2号に係る時間外労働報酬

第9条第1項に定める勤務1時間当たりの報酬額×25/100

- (3) 休日労働報酬

ア イ以外の場合

第9条第1項に定める勤務1時間当たりの報酬額×135/100

イ 勤務した時間が午後10時から午前5時までの場合

第9条第1項に定める勤務1時間当たりの報酬額×160/100

2 前項各号に掲げる算式によって得られた額に、50銭未満の端数を生じたときはこれ

を切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

- 3 前2項の規定によるほか、ICT支援員の時間外労働報酬、休日労働報酬の計算期間、支給日及びその他の支給方法については、それぞれ、常勤の職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給の例によるものとする。

(期末手当)

第14条 ICT支援員であつて、6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)にそれぞれ在職する者のうち、各基準日の1箇月以前から任用され、かつ任用時における任用期間が6箇月以上(任用期間の更新又は再度任用により任用期間が6箇月以上となることを見込まれる場合を含む。)であつて、1週間当たりの勤務時間が15.5時間以上であるものには、期末手当を支給する。ただし、基準日に育児休業をしているICT支援員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がないICT支援員については支給しない。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において第7条に定める額とする。

- 4 前3項に定めるところによるほか、ICT支援員の期末手当の支給については、常勤の職員の期末手当の支給の例によるものとする。

(費用弁償)

第15条 ICT支援員が公務のため旅行したときは、常勤の職員の旅費支給の例によりその費用を弁償する。

- 2 ICT支援員が通勤したときは、常勤の職員の通勤手当の支給の例により通勤に係る費用弁償として支給する。

(休職者の給与)

第16条 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされたICT支援員には、他の条例に別段の定めがない限り、いかなる報酬も支給しない。

(給与からの控除)

第17条 給与条例第9条の規定は、ICT支援員について準用する。

(営利企業への従事等の届出)

第18条 ICT支援員は、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は事業若しくは事務に従事することにより報酬を得る場合は、教育委員会に対し、その概要を営利企業等従事届(様式第2号)により届け出なければならない。

- 2 教育委員会は、届出の内容を確認した上で、ICT支援員の職務の執行に必要な範囲内で、必要な指示を行うことができる。

3 ICT支援員は、営利企業等に従事することを辞めたときは、教育委員会に対し、速やかに営利企業等離職届（様式第3号）により届け出なければならない。

（服務）

第19条 ICT支援員の服務については、おいらせ町職員服務規程（平成18年おいらせ町訓令第13号）第2条、第3条、第7条から第10条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条及び第23条の規定を準用する。

（人事評価の実施）

第20条 ICT支援員の執務については、所属長が、人事評価を行う。

2 ICT支援員の人事評価の実施には別に定める専用様式を用いる。

3 人事評価の基準及び方法に関する事項並びにその他人事評価に関し必要な事項は、常勤の職員の例による。

（人事発令通知書）

第21条 ICT支援員の人事発令通知書は、常勤の職員の例による。

（その他）

第22条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

年次有給休暇

1週間の勤務日数	1年間の所定勤務日数	継続勤務年数						
		0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上
5日	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

備考

- 1 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とし、6時間をもって1日とする。
- 2 各年度の4月1日から9月30日までの間に任用された者の付与日数は次に掲げる区分による。
 - (1) 任用の日から3月31日までの間（任用期間が6月を超える職員）
任用の日をもって6月（0.5年）を超えて任用されるに至ったものとみなして、表のそれぞれの区分に応じた日数
 - (2) 任用の日から3月31日までの間（任用期間が6月以下の職員）
6月（0.5年）継続勤務した場合に与えられる休暇の日数×任用月数÷12（端数切捨）で得られる日数を付与する。
 - (3) 任用の日の属する年度の翌年度以降
任用の日の属する年度の3月31日をもって、1年6月（1.5年）継続勤務したものとみなして、継続勤務年数を計算し、表のそれぞれの区分に応じた日数を付与する。
- 3 各年度の10月1日から3月31日までの間に任用された者の付与日数は次に掲げる区分による。
 - (1) 任用の日から3月31日までの間
6月（0.5年）継続勤務した場合に与えられる休暇の日数×任用月数÷12（端数切捨）で得られる日数を付与する。
 - (2) 任用の日の属する年度の翌年度以降
任用の日の属する年度の3月31日をもって、6月（0.5年）継続勤務したものとみなして継続勤務年数を計算し、表のそれぞれの区分に応じた日数を付与する。

別表第2（第6条関係）

病気休暇

1週間の勤務日数	1年間の所定勤務日数	日数	有給無給の別
5日	217日以上	10日	無給

備考

- 1 病気休暇の単位は、1日又は1時間とし、6時間をもって1日とする。

別表第3（第6条関係）

区分	事由	期間	単位	有給無給の別	
特別休暇	生理休暇	生理日における腹痛、腰痛又は頭痛等で、勤務することが著しく困難であるとICT支援員が申し出たもの	2日以内の期間。ただし、申出により更に引き続き休暇を承認した場合にはその期間	1日又は1時間	無給
	選挙等休暇	ICT支援員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間		有給
	証人等休暇	ICT支援員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合			
	骨髄移植休暇	ICT支援員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合			
	結婚休暇（任用期間6箇月以上のICT支援員で週3日以上又は年121日以上勤務を有するICT支援員に限る。）	ICT支援員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	結婚前5日から結婚後1年の期間内において連続する7日（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間（週休日等含む。） 結婚の日とは、婚姻の届出をした場合のほか、事実上の婚姻関係に入った日又は結婚に伴い行われる結婚式、新婚旅行等の諸行事を行った日のうちいずれか早い日をいう。		有給
出生サポート休暇（任用期間6箇月以上のICT支援員で週3日以上又は年121日以上勤務を有するICT支援員に限る。）	ICT支援員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないICT支援員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間		有給	

産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定であるICT支援員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間		有給
産後休暇	ICT支援員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過したICT支援員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）		
配偶者出産休暇（任用期間6箇月以上のICT支援員で週3日以上又は年121日以上勤務を有するICT支援員に限る。）	ICT支援員が妻（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	教育委員会が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないICT支援員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の時間		有給
育児休暇（任用期間6箇月以上のICT支援員で週3日以上又は年121日以上勤務を有するICT支援員に限る。）	生後満1年に達しない子を育てるICT支援員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男性ICT支援員にあつては、その子の当該ICT支援員以外の親が当該ICT支援員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）		有給
育児参加休暇（任用期間6箇月以上のICT支援員で週3日以上又は年121日以上勤務を有するICT支援員に限る。）	ICT支援員の妻（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育するICT支援員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間		有給
子の看護休暇（任用期間6箇月以上のICT支援員で週3日以上又は年121日以上勤務を有するICT支援員に限る。）	中学校卒業までの子（配偶者の子を含む。）を養育するICT支援員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（中学校卒業までの子が2人以上の場合にあつては10日（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間）	1日又は1時間 ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができない。	無給
短期介護休暇（任用期間	要介護者の介護、要介護者の通院等の付添、要介護者が介	一の年において5日（要介護者が2人		

6箇月以上のICT支援員で週3日以上又は年121日以上を有するICT支援員に限る。）	護サービスの提供受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者必要な世話をを行うICT支援員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	以上の場合にあつては10日(その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の期間)																												
忌引休暇(任用期間6箇月以上のICT支援員で週3日以上又は年121日以上を有するICT支援員に限る。)	<p>ICT支援員の親族(次表の親族欄に掲げる親族に限る)が死亡した場合で、ICT支援員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合(週休日等勤務を要しない日を含む連続した日数)</p> <table border="1" data-bbox="451 595 1300 1279"> <thead> <tr> <th>親族</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>父母</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>祖父母</td> <td>3日(ICT支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)</td> </tr> <tr> <td>孫</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>おじ又はおば</td> <td>1日(ICT支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)</td> </tr> <tr> <td>父母の配偶者又は配偶者の父母</td> <td>3日(ICT支援員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)</td> </tr> <tr> <td>子の配偶者又は配偶者の子</td> <td>1日(ICT支援員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)</td> </tr> <tr> <td>祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母</td> <td>1日(ICT支援員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>葬儀のため遠隔地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数</p>	親族	日数	配偶者	10日	父母	7日	子	7日	祖父母	3日(ICT支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)	孫	1日	兄弟姉妹	3日	おじ又はおば	1日(ICT支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)	父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(ICT支援員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)	子の配偶者又は配偶者の子	1日(ICT支援員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(ICT支援員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹		おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日			有給
親族	日数																													
配偶者	10日																													
父母	7日																													
子	7日																													
祖父母	3日(ICT支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)																													
孫	1日																													
兄弟姉妹	3日																													
おじ又はおば	1日(ICT支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日)																													
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(ICT支援員と生計を一にしていた場合にあつては、7日)																													
子の配偶者又は配偶者の子	1日(ICT支援員と生計を一にしていた場合にあつては、5日)																													
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(ICT支援員と生計を一にしていた場合にあつては、3日)																													
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹																														
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日																													
夏季休暇(任用期間6箇月以上のICT支援員で週3日以上又は年121日以上を有するICT支援員に限る。)	ICT支援員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の6月から10月までの期間内における、週休日、時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する4日(その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の期間。ただし、分割して使用することができるものとする。		有給																										
現住居の滅失等の休暇	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、ICT支援員が勤務しないことが相当であると認められる場合 (1) ICT支援員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、その者がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している場合 (2) ICT支援員及びその者と同一の世帯に属する	7日の範囲内の期間(週休日等勤務を要しない日を含む日数)		有給																										

	者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、その者以外にそれらの確保を行うことができない場合			
出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間		有給
退勤途上の危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、ICT支援員が退勤途上における身体の危険を回避するために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合			
介護休暇	ICT支援員が要介護者の介護をするため、一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合で次のいずれにも該当するものに限る。 (1) 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められているICT支援員で1年間の勤務日が121日以上であるもの (2) 当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までにその任用期間が満了すること及びICT支援員に引き続き採用されないことが明らかでないもの	指定期間内において必要と認められる期間	1日又は1時間 ただし、1時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内	無給
介護時間	ICT支援員が要介護者を介護するため、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係わる指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められているICT支援員で1年間の勤務日が121日以上であるもの	当該連続する3年の期間内において1日につき始業又は就業の時刻に連続した2時間（当該ICT支援員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた額）を超えない範囲で必要と認められる時間	30分 ただし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については当該連続した2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間）の範囲内	

備考

- 1 特別休暇の単位は、1日又は1時間とし、6時間をもって1日とする。

年間任用計画書

款

項

目

年度

会計

課名

支出科目 事業通番	事業名	予算の状況								任用計画												採用状況							
		区分	種類	人数 人	勤務 時間	単価 円	予算額 千円	種類	職名	従事させようとする職務の内容	任用期間												任用 期間	職名	給料表	単価 円	氏名	年齢 歳	備考
											4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
		当初予算						月額						日額															
		月補正						月額						日額															
		計						計																					

様式第2号 営利企業等従事届（第18条関係）

所属長	総務課長	補佐	係

営利企業等従事届

年 月 日

様

所 属
職・氏名

印

下記業務に従事するため、おいらせ町ICT支援員設置要綱第18条第1項の規定に基づき、届け出します。

記

1 従事しようとする業務の属する団体等

- (1) 名 称
- (2) 所在地
- (3) 事業内容
- (4) 人事担当者名
- (5) 連絡先

2 従事しようとする業務等

- (1) 職名等
- (2) 従事時間
- (3) 報酬の有無
- (4) 従事期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (5) 事務内容

様式第3号 営利企業等離職届 (第18条関係)

所属長	総務課長	補佐	係

営利企業等離職届

年 月 日

様

所 属
職・氏名

印

営利企業等に従事していましたが、離職しましたので届出します。

記

1 離職した営利企業等の内容

- (1) 名 称
- (2) 所在地
- (3) 事業内容
- (4) 連絡先
- (5) 従事期間

年 月 日から 年 月 日まで

議案第 7 号

おいらせ町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

おいらせ町教育委員会事務決裁規程（平成18年おいらせ町教育委員会訓令第2号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

令和5年2月13日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

職員の「週休日の割振等、時間外勤務代休時間の指定及び代休日指定の運用方針」に基づく適正運用のため、おいらせ町事務決裁規程（平成18年おいらせ町訓令第4号）の一部が改正されることに伴い、所要の改正をするため提案するものである。

おいらせ町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

おいらせ町教育委員会事務決裁規程（平成18年おいらせ町教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「課長の休暇」の次に「、週休日の割振り及び代休日の指定」を加える。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 8 号

令和4年度おいらせ町指導者功労賞・優秀選手賞被表彰者の決定について

おいらせ町体育・スポーツに関する表彰規則第7条の規定により、下記のとおり被表彰者を決定する。

記

1 指導者功労賞	個人	1名
2 優秀選手賞	個人	1名

令和5年2月13日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林 義一

提案理由

おいらせ町体育・スポーツに関する表彰規則第7条の規定により、令和4年度おいらせ町指導者功労賞・優秀選手賞被表彰者を決定するため提案するものである。

議案第 9 号

奨学資金貸付金償還猶予の決定について

おいらせ町奨学資金貸与条例施行規則（平成28年おいらせ町教育委員会規則第3号）
第15条に規定する奨学資金償還猶予について、教育委員会の議決を求める。

令和5年2月13日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

奨学生より奨学資金貸付金償還猶予申請書の提出に伴い、奨学資金の償還猶予の有無を決定するため提案するものである。

1 申請者

(1) 氏名: [REDACTED]

(2) 住所: [REDACTED]

2 償還猶予の理由・期間

(1) 理由: 就学中のため

(2) 期間: 令和5(2023)年4月から
令和6(2024)年3月まで

3 就学状況

(1) 学校名: [REDACTED] 大学院

(2) 研究科: [REDACTED]

(3) 課程: 博士前期課程

(4) 専攻: [REDACTED]

4 猶予後の償還総額・期間

(1) 総額: 1,920,000円

(2) 期間: 令和6(2024)年4月から
令和14(2032)年3月まで

5 その他特記事項

[REDACTED] 奨学生の
決定を受け令和6年3月まで貸与予定。在学中の猶予を願い出たもの。

6 適用条件

おいらせ町奨学資金貸付条例施行規則第15条による。

(特別事情による資金の償還猶予)

第15条 奨学生であった者の就学、災害、病気その他特別な理由により、資金の償還が困難であると認められるときは、申請により相当の期間償還の猶予をすることができる。

2 資金の償還の猶予を受けようとする者は、連帯保証人と連署した奨学資金貸付金償還猶予申請書(様式第16号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、資金の償還猶予の有無を審議し、資金の償還猶予を決定したときは、奨学資金貸付金償還猶予決定通知書(様式第17号)により当該申請者に通知するものとする。

議案第 10 号

県費負担教職員の異動の内申について

令和4年度末県費負担教職員の異動について、別紙のとおり内申する。

令和5年2月13日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松 林 義 一

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定に基づく手続きのため提案するものである。

議案第 10 号

県費負担教職員の異動の内申について

令和4年度末県費負担教職員の異動について、別紙のとおり内申する。

令和5年2月13日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林 義一

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定に基づく手続きのため提案するものである。

協議第 1 号

民生委員推薦会委員の推薦について

令和5年1月31日付け、お介第2897号で依頼のあった、民生委員推薦会委員の推薦の件について協議する。

- 1 前任者 浅野邦子氏
- 2 任期 令和3年5月24日から令和6年5月23日まで
※ 任期は3年、前任委員の残任期間となる。
- 3 所掌事項 民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づく民生委員の推薦に関する調査及び審議に関すること。

(別添 参考資料を参照)

報告第 1 号

令和4年度おいらせ町教育奨励賞被表彰者の決定について

おいらせ町教育奨励賞に関する規程第2条表彰の基準に基づく被表彰者について、同第3条の規定により、下記のとおり決定したので報告する。

記

1	小学校スポーツ部門	1名
2	中学校スポーツ部門	13名
3	中学校文化部門	1名
※	被表彰者総数（追加含む）	全51名
	小学校スポーツ部門 …	25名
	小学校文化部門 …	4名
	中学校スポーツ部門 …	14名
	中学校文化部門 …	8名